

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号（3）中「体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供する」を「体内に植え込まれた医療機器から得た情報を体内に植え込まれた無線設備と体外の無線設備との間又は体外の無線設備相互間で行う」に、「体内の無線設備が」を「体内に植え込まれた医療機器から」に、「四〇MHzを超え四〇五MHz以下」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下」に改め、同項第三号中「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改める。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表八の項送信設備の欄中「三一五・二五MHz以下」の下に、「四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下」を加える。

第二十四条第十七項中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下」に改める。

第四十九条の十四第一号中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下」に改め、同条第三号中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数」に改め、同号ハ中「生体内に植え込まれた状態」を「体内に植え込まれた」に、「生体外」を「体外」に改め、「同じ。」の下に「及び体外無線設備(人体部位の表面等の体外に設置された状態において使用される無線設備(体外無線制御設備を除く。))をいう。以下この号において同じ。」を加え、同ハただし書中「生体」を「人体」に改め、「体内無線設備」の下に「又は体外無線設備」を加え、同号ニ中「体外無線制御設備は、次の」を「次に掲げる」に改め、同ニに次のただし書を加える。

ただし、体外無線制御設備の制御により電波を発射する体内無線設備又は体外無線設備及び四〇一

MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備又は体外無線設備のうち等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下のものについては、この限りでない。

第四十九条の十四第三号ニ(1)ただし書中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべて」を「四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数帯域又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」に改め、「~~イ~~浦瀬電波」の次に「~~イ~~浦瀬電波」を加え、同ニ(3)中「かつ、」の下に「四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数又は」を加える。

第四十九条の十七第四号を削り、同条第五号に次のただし書を加える。

ただし、最初に電波を発射してから三秒以内に再送信を行う場合は、送信休止時間を設けずに送信を行うことができるものとする。

第四十九条の十七中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 送信空中線は、次の技術的条件に適合すること。

- (1) 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値を超える

場合はその超えた分を空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

- (2) 送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

別表第一号の表注34(2)中「402MHzを超え405MHz以下」を「401MHzを超え406MHz以下」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証

は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。